

～心療内科を初めて受診される方へ～

○診断書は2～3ヶ月間定期通院して頂いた上で、経過を加味して作成可能かどうかを検討します。もし診断書の発行をお急ぎの方は他院へのご相談をお勧めいたします（他院で作成出来るかどうかの確約は当院ではできません）。

○幻覚・妄想、希死念慮・自殺企図、自傷他害の恐れ、依存症、発達障害の疑い、自分で病状を説明出来ないなど、重い症状を認める場合は原則、精神科へご受診頂くようお願いしています。

○当院は精神科の専門医、小児（児童思春期）の専門医のいずれも有していません。未成年の方の診療は、一般的な治療ではむしろ病状が悪化する懸念があること、診療に十分な時間が必ずしも確保出来ないこと（通常5分～10分前後）、診察を重ねても診断や治療方針を決定できないこともあることを予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

○近隣の医療機関ですぐに紹介先（受け入れ先）が見つからない場合もしばしばあり、ご本人やご家族にも医療機関を検索して頂き、直接連絡をして受診予約を取るなどのご協力をお願いしております。

○診察が予定よりも長くかかる場合は一度診察を中断し、他の方の診察を進めさせて頂いてから診察を再開する場合もあり、その際、空いている予約時間帯までお待ち頂く形となります。

以上、ご理解ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

くがはら内科クリニック 院長 久我原明朗